第1号様式(第9条関係)

条 例 見 直 し 調 書

			作成年度	平成 28 年度	次回見	直し予定	平成 33 年度	
条	例 名	神奈川県暴力団排	余条例					
条	例 番 号	平成 22 年神奈川県	神奈川県条例第 75 号 法 規 集 第 15 編第 4 章					
所	管 室 課	警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課						
条	例の概要	本条例は、暴力団排除について基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体						
		の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基準						
		な施策、少年の保護及び健全な育成を図るための措置、暴力団の活動を助長 又は暴力団の運営に資する行為についての必要な規制その他暴力団排除を						
		進するために必要な	暴力団	排除に関す	る施策の総合			
		的な推進を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現						
	•	に資することを目的	りとした条例	である。				
	視点	検	討 内	容		備	考	
	必要性	本条例は、県内の	D暴力団情勢	に鑑み、県、県	民、事			
	現在でも	業者及び事業者団の	本が、暴力団持	非除に関する施	策の総			
	^{現在でも} 必要な条	合的な推進に取り	組み、県民が多	安全で安心して	暮らす			
	例か。	ことができる社会を	を実現するた	めに、既存の法	令で規			
l		制できない行為に	ついて罰則及	なび行政措置を	設けて			
検		規制しており、現在	も本条例で規	見制している行	為につ			
		いて規制する他の注	去令はないた	め、引き続き必	要な条			
		例である。						
	有効性	本条例により、暴	力団の資金額	護得活動及び人	的基盤	条例適用状	況	
	現行の内	構築の阻止に一定の	の効果が認め	られるが、暴力	力団が、	平成23年8	件	
	容で課題	本条例で規制して	いない方法で	·資金獲得活動	及び人	平成24年8	件	
	が解決で 	的基盤構築を行う	等の課題が認	められたことが	から、改	平成25年 4	件	
	きるか。	正及び運用の改善領	等を検討する	0		平成26年 6	件	
						平成27年7	件	
						平成28年 2	件(3月現在)	
	効率性 現行の内	暴力団員と少年						
討	容で効率	の事務手続に時間			れるた			
<u> </u>	るか。	め改正及び運用の記	收善を検討す 	る。 				
	基本方針適	本条例は、暴力団						
	全性	を図り、県民が安全						
	県政の基 本的な方	会の実現を目的と						
	針に適合	で安心なまちづく						
	している	「かながわグラン	ドデザイン」	に適合している	3 。			
	(h.)							

ij	氢法	性	-			
	憲法憲令	法				
	令	に	抵			
	触	U	な			
I	l. \ /)\					

本条例は、禁止区域における暴力団の新規事務所開設等について罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現という本条例の目的達成のために必要かつ合理的な範囲内であり、憲法、法令等に抵触しない。

その他

- 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
- 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。
- 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。
- 見 4 改正及び運用の改善等を検討する。
 - 5 廃止を検討する。

理 由 等

本条例により、暴力団の資金獲得活動 及び人的基盤構築の阻止に一定の効果 は認められるが、条例の施行が長期にな るにつれて様々な課題が認められ、さら には県民が安全で安心して暮らせる社 会を実現するためには、暴力団を取り巻 く社会情勢の変化に応じ、暴力団排除を より一層強化していく必要があり、本条 例の改正及び運用の改善等を検討する 必要性を認めるものである。

直

結

果